

## 英離脱期限まで 50 日

～離脱までの日程を整理してみる～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部  
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL:03-5221-4527)

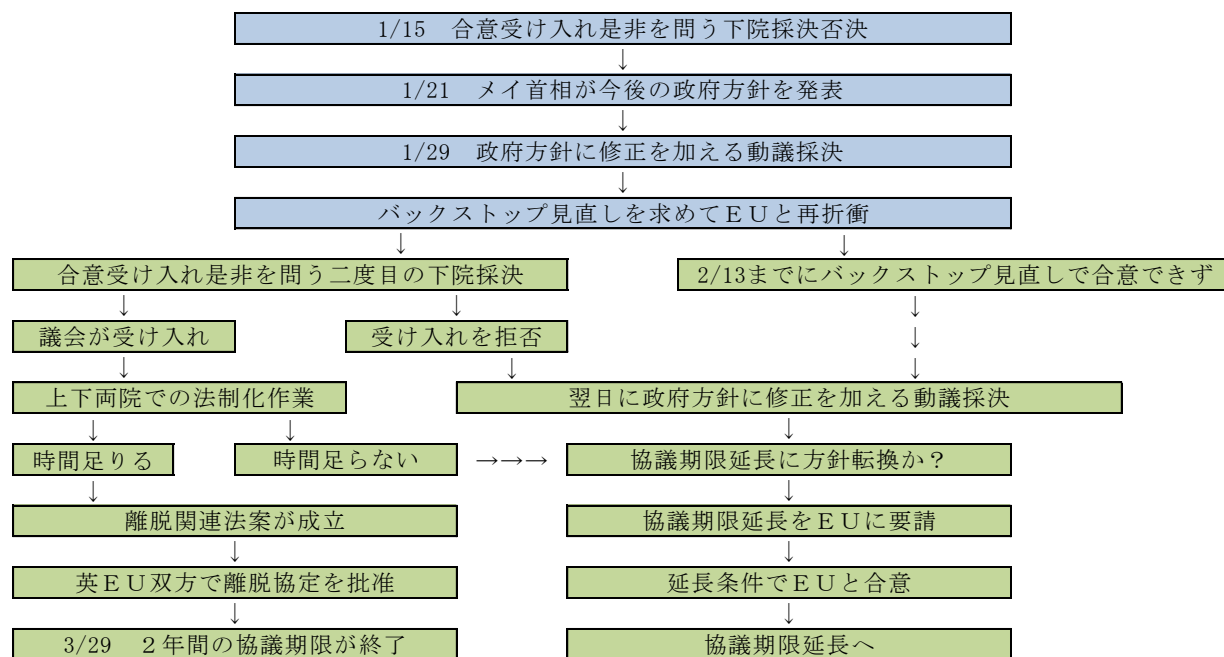
◇ 北アイルランド国境管理の安全策の見直しを巡る英EU間の協議は平行線のまま。見直し後の合意案を改めて英議会で問う二度目の投票は2月下旬に延期される可能性が大きい。二度目の投票が否決された後、政府は議会の要請に応じて協議期限の延長に方針を転向。期限延長協議と「合意なき離脱」の準備作業で3月が経過する。3ヶ月程度の短期間の延長が認められる可能性があるが、復活祭や聖霊降臨祭の休みも重なり、実質的な審議時間はそれほど多くない。6月末頃に延長後の離脱協議は佳境を迎える。

3月29日英国時間で午後11時の離脱期限まで50日、メイ首相の危険な瀬戸際戦術が続いている。英議会から北アイルランド国境管理の安全策（バックストップ）の見直しを求められた首相は7日、欧州委員会のユンケル委員長と会談。法的拘束力のある安全策の見直しを求めたが、同委員長は安全策を定めた「離脱協定」の再交渉には応じないとの従来の立場を改めて表明、法的拘束力のない「将来関係の政治宣言」に“より野心的な内容”を付け加えることには一定の理解を示した。英国側は、①安全策の終了期限を定める、②一方的に打ち切る仕組みを盛り込む、③安全策そのものを撤回し、技術活用などを通じた解決を目指すことを訴えている。首相の来訪に先駆けて同委員長の側近と面会した英議会団に対しては、英国側の要求を極力盛り込んだ形の修正文書の草案を提示したことも伝えられるが、今回の首脳会談でそうした提案は見送られた。英国内では強硬離脱派を中心に安全策の撤回（③）を求める声が高まっており、EU側が前述の修正文書を提示しても、英議会で合意内容が受け入れられるかは疑わしい。前日に欧州理事会のトゥスク常任議長が非常に厳しい言葉（無計画に離脱を推進した者は地獄に居場所がある）で英国内の離脱派を非難したことも、強硬離脱派の要求が通らないことを改めて戒める意味合いもあったのだろう。結局、メイ首相とユンケル委員長の会談は、2月下旬にもう一度会談の場を設ける約束を交わしただけで終わった。

当初、メイ首相は安全策の見直しを2週間以内にまとめ、2月13日までに改めて合意内容の受け入れ是非を問う下院採決に臨む方針だった（図表1）。1月29日の修正動議の採決に先駆けて首相は、「合意の受け入れ是非を問う下院採決が改めて否決されるか、13日までに修正後の合意案を議会に提示しない場合、翌日に政府方針に関する修正動議の審議を改めて行う」ことを表明していた。保守党内の穏健離脱派が協議期限の延長を求める修正動議に賛成票を投じなかったのは、首相が改めて投票機会を設けることを約束したためだったと言われている。今後数日でEU側との安全策の見直し協議が大きく前進する見込みはなく、メイ首相は合意の受け入れ是非を問う二度目の下院採決を2月最終週に延期するとの報道も出ている（英テレグラフ紙）。その場合も14日に政府方針に関する修正動議の審議を見送ることは難しいだろう。審議・採決に付される修正動議の内容は、これまで同様に下院議長の判断に委ねられるが、前回の採決で否決された協議期限の延長を求める動

議に類似した内容のものがその1つとなることは間違いない。恐らく、2月末（例えば26日）までに議会が受け入れ可能な修正案でEU側と合意することに失敗した場合、首相に対して協議期限の延長を求める趣旨の内容となるだろう。14日にこうした動議が通れば、逆にメイ首相の瀬戸際戦術が効きにくくなる。協議期限の延長オプションが加われば、この段階で妥協するインセンティブが働かないためだ。こうして2月は時間だけが経過し、2月末に政府は議会の要請で協議期限の延長に方針を切り替える展開が予想される。

(図表1) 「合意なき離脱」の回避に必要な今後の手順

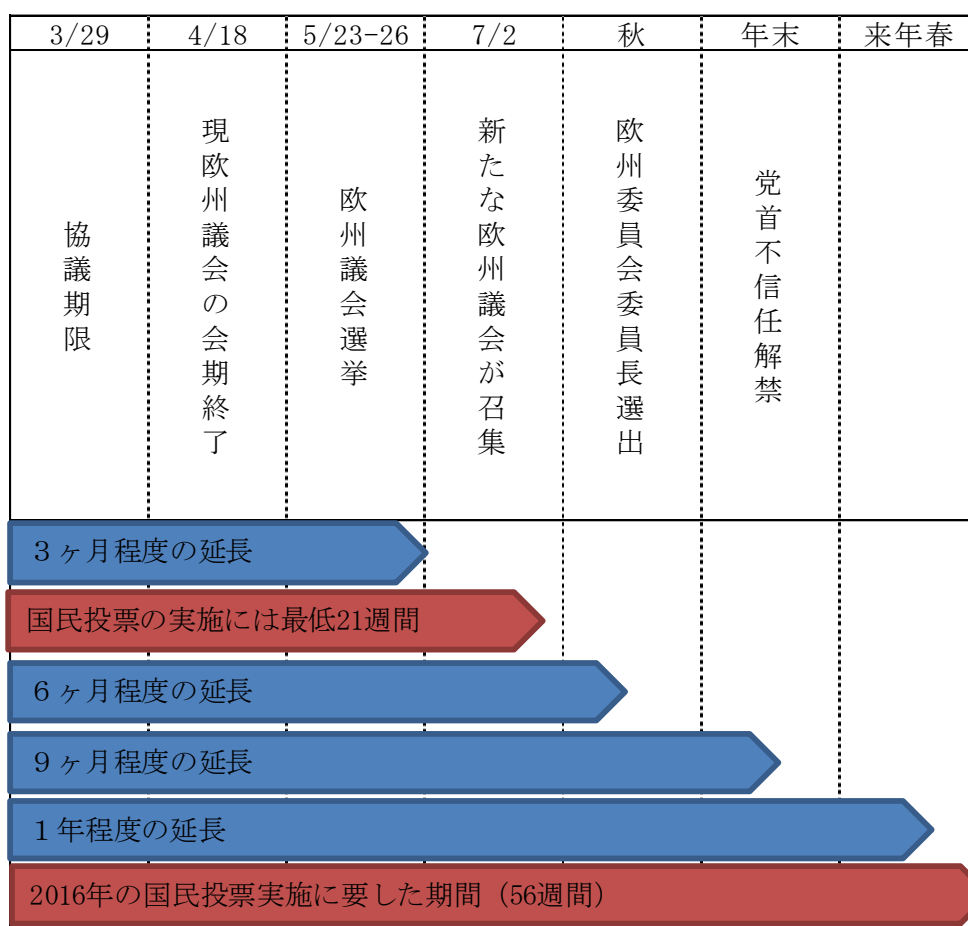


出所：第一生命経済研究所が作成

協議期限延長には英国を除くEU27ヶ国の全会一致の賛成が必要だ。「合意なき離脱」の混乱を回避したいEU側も、英国からの期限延長の申し出を断ることはないが、無条件でこれに応じるほど甘くはない。期限延長後にどのように議会を説得するのか明確な方針が求められることは言うまでもなく、EU残留期間が延びることに伴う追加の予算拠出（延長料金）も求められるだろう。期限延長に伴って移行期間などその後のスケジュールが全て後ろ倒しになるのかも検討しなければならない。3月上中旬は延長協議に費やされ、同月21～22日の欧州首脳会議で正式に期限延長が決まると予想する。国民投票のやり直しや議会の解散・総選挙などの理由で延長が必要とならない限り、EU側は大幅な期限延長には応じないだろう。メイ首相も離脱派の反発を買う期限延長（＝約束した期限にEUを離脱しない）は必要最低限にとどめたい筈だ。改めて英EU間で合意した離脱協定は欧州議会で批准しなければならない。現欧州議会の最終会期は4月18日、1ヶ月足らずの延長ではさすがに事態の打開は見通せない。5月23～26日には欧州議会選挙があり、この段階で英国がEUに残留している場合、英国が同選挙に参加するの可否かという難しい問題に直面する。仮に英国を選挙に不参加とする場合にも、何らかの法的な対応が必要となろう（選挙時点で加盟国

にもかかわらず、代表者を送る権利が認められない)。選挙後に新議会が召集されるのが7月2日。それまでに英国のEU離脱を確定するのであれば、3ヶ月程度の延長が最もありそうなシナリオだ(図表2)。秋にずれ込めば、欧州委員会の次期委員長選出など、重要な決定に英国が参加することになる。3ヶ月程度の延長となった場合も、離脱協定の発効には欧州議会の批准が必要となる。新議会が存在していない状況で、どのように離脱協定を批准するのかも検討しなければならない。

(図表2) 英EU離脱の協議期限延長はどの位必要か？



出所：Institute for Governmentなどから第一生命経済研究所が作成

仮に3ヶ月程度の延長の場合、実質的な審議時間は少ない。英国議会は4月5日から22日は復活祭休暇で休会の予定となっている。5月6日にはメーデーの祝日、5月末から6月初旬にかけては聖霊降臨祭(ペンテコステ)で議会も休会となるのが一般的だ。勿論、国の将来を占う重要な決定が必要な時期に、議会の休会などとは言ってられない。当初2月15～24日に予定された議会の冬季休会も、「合意なき離脱」の準備に必要な関連法の審議時間を確保するため取りやめとなった。EU側は協議期限の再延長には相当難色を示すとみられ、6月末頃が延長戦突入後の離脱協議がよい佳境を迎えるタイミングとなりそうだ。

(図表3) 英国のEU離脱協議の関連日程 (その1)

月	火	水	木	金	土	日
31	1/1	2	3	4	5	6
英議会休会						
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
下院採決否決						
欧州議会審議日程						
21	22	23	24	25	26	27
政府方針表明						
28	29	30	31	2/1	2	3
修正動議採決						
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
見直し期限		修正動議採決		英議会休会→休会取りやめ		
欧州議会審議日程						
18	19	20	21	22	23	24
英議会休会→休会取りやめ						
25	26	27	28	3/1	2	3
下院採決?						
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
						聖パトリック
欧州議会審議日程						
18	19	20	21	22	23	24
			欧州首脳会議			
25	26	27	28	29	30	31
				合意期限		
欧州議会審議日程						
4/1	2	3	4	5	6	7
				英議会休会		
8	9	10	11	12	13	14
英議会休会						

出所：第一生命経済研究所が作成

(図表3) 英国のEU離脱協議の関連日程 (その2)

月	火	水	木	金	土	日
15	16	17	18	19	20	21
復活祭						
英議会休会						
欧州議会審議日程						
22	23	24	25	26	27	28
復活祭月曜 英議会休会						
29	30	5/1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
メーデー						
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
欧州議会選挙						
27	28	29	30	31	6/1	2
バンク休暇 例年この時期に聖霊降臨祭の休暇						
3	4	5	6	7	8	9
聖霊降臨祭						
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
欧州首脳会議						
24	25	26	27	28	29	30
7/1	2	3	4	5	6	7
欧州議会審議日程						
8	9	10	11	12	13	14
ポイン川戦い						
15	16	17	18	19	20	21
欧州議会審議日程						
22	23	24	25	26	27	28
例年この時期に議会の夏季休会						

出所：第一生命経済研究所が作成

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

